

令和8年度第4回福祉のまちづくり推進審議会会議録

■日 時 令和8年9月11日（金曜日）午前10時から午前11時40分まで

■場 所 府中市役所 おもや4階 第1特別会議室

■出席者

<委 員>

阿部真子、久保寺治、高橋隆行、田中陽子、中村純子、花岡麻穂子、原田ま
子、比嘉登美枝、菱沼幹男、宮本史、横倉聡、若松正子（五十音順・敬称略）

<事務局>

福祉保健部長（佐藤）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（渡邊）、地域福祉推進課
長（三浦）、地域福祉推進課福祉総合相談担当主幹（扇山）、地域福祉推進課長補
佐（土橋）、地域福祉推進課社会福祉係長（塩澤）、地域福祉推進課職員（長谷
川）

<オブザーバー>

生活福祉課長（大沢）、生活福祉課自立生活支援担当主幹（金崎）、生活福祉課長
補佐（荒木）、高齢者支援課長補佐（伊藤）、介護保険課長（山下）、介護保険課長
補佐（齋藤）、障害者福祉課子ども発達支援センター所長（鈴木）、障害者福祉課
長（向山）、障害者福祉課長補佐（江内田）、健康推進課長（若山）健康推進課長
補佐（鈴木）

株式会社生活構造研究所職員

■欠席者 高橋史、野本和久、山寄福（敬称略）

■傍聴者 0名

■内容

1 報告

(1) 第2回地域福祉計画策定連携会議の開催結果について

2 議題

- (1) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度から令和８年度）の進行管理及び評価方法について
- (2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和７年度実績について
- (3) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画答申案について
- (4) その他

【事前送付資料】

- (1) 資料１ 令和８年第２回地域福祉計画策定連携会議 委員意見一覧
- (2) 資料２ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度から令和８年度）の進行管理及び評価方法について
- (3) 資料３ 令和７年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行管理表
- (4) 資料４ 重点施策における参考指標の推移
- (5) 資料５ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和９年度から令和１４年度）（答申案）
- (6) 資料６ 府中市地域福祉計画等策定スケジュールについて（令和７・８年度）

【当日配付資料】

- (1) 次第
- (2) 席次表
- (3) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案に関する第３回福祉のまちづくり推進審議会からの主な変更点について

1 開 会

皆様おはようございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第4回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

始めに、事務局より本日の審議会委員の出席状況についてご連絡申し上げます。本日は、委員15名中12名のご出席をいただいております、出席が過半数に達しておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会についてですが、後日の議事録作成をスムーズに行うため、開催中は録音をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださいますようお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事前送付資料として、

資料1 令和8年第2回地域福祉計画策定連携会議 委員意見一覧

資料2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度から令和8年度）の進行管理及び評価方法について

資料3 令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行管理表

資料4 重点施策における参考指標の推移

資料5 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和9年度から令和14年度）（答申案）

資料6 府中市地域福祉計画等策定スケジュールについて（令和7・8年度）

また、当日配付資料として、

次第・席次表・次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案に関する第3回福祉

のまちづくり推進審議会からの主な変更点についての３点を配付しております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、以下の進行につきましては、会長にお願いしたく存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

《会長》

それでは、第４回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催します。

皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに前回の会議録についてですが、委員の皆さんには会議録（案）を事前
に送付していますが、事務局に修正等の連絡はありましたか。

（事務局 説明）

はい、会長。前回審議会の会議録につきまして、一度委員の皆様に送付いたしまし
たが、修正のご連絡はございませんでした。

《会長》

ありがとうございます。前回の会議録については、修正の連絡はないとのことでした
が、追加で修正がある場合は、この場でご発言をお願いします。

特にないようでしたら、この場を以て確定とし、発言者名を伏せるなどして、今
後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

続いて、本日の傍聴について事務局より報告をお願いします。

（事務局）

はい、本日の審議会の傍聴についてご報告いたします。

広報ふちゅうや市ホームページなどで周知を行いましたが、本日の傍聴希望者はお
りません。以上でございます。

《会長》

ありがとうございます。

傍聴者がいらっしゃらないということですので、このまま進行を進めます。

2 報告事項

《会長》

それでは、報告事項のかっこ１「令和８年度第２回地域福祉計画策定連携会議の開催結果」について事務局から報告をお願いします。

（事務局）

それでは、令和８年度第２回地域福祉計画策定連携会議の開催結果について報告いたします。本日お配りしております資料１「令和８年度第２回地域福祉計画策定連携会議委員意見一覧」をご覧ください。

詳細については省略させていただきますが、８月２４日に開催いたしました当連携会議において、資料１のとおり様々なご意見を頂戴いたしました。委員からは人材確保に関する新たな提言や災害時における避難所の在り方など様々な貴重なご指摘がありましたので、その内容を内部で検討し、計画案に反映しております。委員の皆様には連携会議での意見も踏まえて後ほどご協議いただければと思います。以上でございます。

《会長》

ありがとうございました。

地域福祉計画策定連携会議についてご報告いただきました。この会議では、人材確保に関する意見が多く出されましたが、その人材確保については、専門職に限らず、より広い視点で捉える必要があるとの意見もございました。

例えば、市民活動センターなども含めて地域福祉を推進する様々な担い手についても人材確保の対象として考えるべきですが、一方で、そのような幅広い人材を、どのような方法で確保していくのが難しい課題であるとの意見をいただきました。これに関しましては、後ほど事務局から報告があるかと思いますが、計画においても早速反映していただいているものと受け止めております。

3 議題

《会長》

それでは、本日の議題にはいります。

まず、議題のかっこ１「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度から令和８年度）の進行管理及び評価方法」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、議題かっこ１「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理及び評価方法について」ご説明いたします。

資料２をご覧ください。

進行管理方法ですが、府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を着実に進めていくため、各事業の進捗状況の確認及び評価を実施し、進行管理表として取りまとめます。事業を構成する各取組の進捗状況において、「令和８年度までの取組目標（参考目標数値）」、「令和７年度取組計画（PLAN）」、「取組成果（DO）」、「取組評価（CHECK）」、「次年度への課題・改善（ACT）」及び備考を記載しています。この進行管理表については、「令和８年度までの取組目標（参考目標数値）」を設定し、計画の最終年度である令和８年度までに目指す状況や参考目標数値を記載しております各項目の説明としては、「取組計画（PLAN）」は、各年度の取組計画を記載します。「取組成果（DO）」は、計画に基づき実行した実績を記載します。「取組評価（CHECK）」は、計画取組の実績や進捗状況を４段階で評価します。「取組計画達成、取組目標も達成」の「にじゅうまる」、「取組計画のとおり達成」の「まる」、「取組計画の一部を達成」の「さんかく」、「取組計画が未達成」の「ばつ」の４段階での評価を記載します。「次年度への課題・改善（ACT）」は、評価結果をもとに、次年度以降に向けた改善点等を記載します。「備考」では、補足すべき点などを記載します。

続いて、府中市福祉のまちづくり推進審議会における評価の方法についてですが、進行管理表の「取組評価（CHECK）」には各取組の担当部署による評価をあらかじめ記載しています。また、事業の全体評価については、各取組の取組評価を数値化して評価付けします。具体的には、各取組評価を「にじゅうまる」が３、「まる」が２、「さんかく」が１、「ばつ」が０と数値化し、平均値の４段階で評価します。

「にじゅうまる」の評価基準は、2.6以上、「まる」の評価基準は、1.6以上2.6未満、「さんかく」の評価基準は、0.6以上1.6未満、「ばつ」の評価基準は、0.6未満 です。進行管理と評価の進め方についての説明は以上でございます。

《会長》

進行管理と評価方法について、説明が終わりました。本日の審議会では、令和7年度の実績に基づき、各担当部署が行った取組評価に対して審議する、ということでした。本日の流れについて、ご質問はありますか。

《会長》

特にご質問がありませんでしたので、次に次第のかっこ2「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和7年度実績の評価」を行っていきます。なお、全体的にページ数が多くなっていますので、事務局から概要を説明していただきます。事務局からの説明後、皆様には気になる点等ご意見及びご質問がありましたら仰ってください。その流れで審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行管理表について、ご説明いたします。資料3の「令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行管理表」をご用意いたします。1枚めくっていただき、目次のとおり、現行の府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画は37事業で構成されています。その37の事業には「取組」としてより細かい内容を計画で掲げております。件数が多くなっており、本日は時間の都合もございますので、令和7年度の事業評価を「にじゅうまる」や「さんかく」とした取組を中心に説明いたします。

まず2ページをお願いします。「事業番号2 地域の居場所及び見守り機能の強化」の「取組名 認知症高齢者を支えるまちづくりの推進」です。担当部署は高齢者支援課です。取組計画に沿って進めたものの、認知症サポーター養成講座は55回の開催、累計40,000人の養成を目標としていたしましたが、この目標に達しなかったため評価は「さんかく」としております。

同じく、2ページの「取組名 障害のある人の地域参加・地域交流の促進」です。

担当部署は、障害者福祉課です。取組計画に沿って、実施し、アンケート結果にて事業が好評であり、障害啓発の目標を達成したことから評価を「にじゅうまる」としております。

次に 9 ページをお願いいたします。

「事業番号 3 市民の自主活動への支援」の「取組名 活動拠点の拡充」です。担当部署は地域福祉推進課です。こちらは、令和 7 年度取組計画に対して、公共施設の会議室利用等の周知は行ったものの、空き家等の民間スペース活用にかかる調査を実施できなかったため取組評価を「さんかく」としています。こちらは前回同様、引き続き公共施設の利用周知をしつつ、空き家の活用については、府中市空家等対策協議会の協議状況を踏まえて、当課としても対応を検討していきます。

次に、13 ページをお願いします。

「事業番号 6 市民及び企業等との協働の推進」の「取組名 地域との連携の推進②【障害分野】」です。担当部署は、障害者福祉課です。こちらも先ほどご説明した「取組名 障害のある人の地域参加・地域交流の促進」と同様の内容で、評価を「にじゅうまる」としております。

次に、15 ページをお願いします。

「事業番号 7 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化」の「取組名 避難所の課題の精査及び対応の検討」です。担当部署は、防災危機管理本部です。取組計画に沿って、避難所となる学校側と要配慮者スペースの確保及び避難所開設アクションカードなどを整備したことから評価を「にじゅうまる」としています。

同じく 15 ページの「取組名 防災マップの充実」です。担当部署は、防災危機管理本部です。こちらも取組計画に沿って、視覚障害者向けのハザードマップの周知、風水害時の避難行動などの防災意識の向上について周知を行ったことから、評価を「にじゅうまる」としています。

続いて、16 ページをお願いします。

同じく 「事業番号 7 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化」の「取組名 社会福祉施設等の防災協定、福祉避難所の確保②」です。担当部署は、障害者福祉課です。市内の障害者支援施設と福祉避難所協定を締結する計画でしたが、令和 7 年度に実施することができなかったため、評価を「さんかく」としていま

す。なお、令和８年６月時点で、市内の障害者支援施設１か所と協定を締結しております。

同じく事業番号７の「取組名 社会福祉施設等の防災協定、福祉避難所の確保③」です。担当部署は、防災危機管理本部です。こちらは、１５ページ「取組名 避難所の課題の精査及び対応の検討」と同様の理由で評価を「にじゅうまる」にしております。

次に少し飛びまして２５ページをお願いします。

「事業番号１５ 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」の「取組名 市民後見人等の養成及び支援」です。担当部署は地域福祉推進課です。こちらは、令和７年度取組成果が、市民後見人受任者数令和８年度目標値を超えたことから、評価を「にじゅうまる」としています。資料３については以上です。

次に、資料４「重点施策における参考指標の推移」をご参照ください。

「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度～令和８年度）においては、計画策定時に２つの参考指標を設定しています。

１つ目の参考指標は、地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数です。計画策定時の令和元年度の実績は５７７件でしたが、計画終了時の令和８年度の目標値は、１，１２０件と設定しております。困りごと相談会につきましては、地域福祉コーディネーターを増員し週３日開催に順次拡充してきたことなどにより、令和７年度の実績件数は、６，４６２件と目標値を大幅に上回っております。

２つ目の参考指標は、市民後見人受任者数です。計画策定時の令和元年度の実績は９人でしたが、計画終了時の令和８年度の目標値は、２０人と設定しております。令和７年度の実績人数は、２５人でした。

議題かっこ２「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和７年度実績について」の説明については、以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

《会長》

事務局から令和７年度の実績についてのご説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、発言の際は該当のページ数を指摘し

た上で、ご質問願います。

《会長》

特に質問がないようでしたら、それでは、議題のかっこ2「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和7年度実績の評価について」は、以上といたします。

それでは続いて、議題のかっこ3「次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画答申案」についてです。

なお、次期計画の素案については、本日で答申案をまとめていきたいと思っておりますので、皆さん、ご協力よろしくお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題の(3)次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画答申案についてご説明いたします。資料5及び本日配付いたしました「次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案に関する第3回福祉のまちづくり推進審議会からの主な変更点」をご覧ください。

これまでの審議会でお示ししてきた資料やご審議いただいた内容等を踏まえ、答申案として取りまとめております。本日は、新たに追加した内容や変更した内容を中心にご説明いたします。

まず始めに、資料5の7ページを御覧ください。

第1章計画の策定に当たっての変更点です。図表1-1「計画の位置づけ」について、これまでは、本計画に加えて、高齢分野・障害分野の計画についても網掛けとしておりましたが、本計画のみ網掛けとし、位置づけをわかりやすく表現しております。8ページの図表1-2「計画期間」についても、同様の理由で網掛け修正しております。

続いて、少し飛びまして40ページを御覧ください。

第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題についての変更点です。一般市民調査の結果について、それぞれのアンケート結果から出てきた課題に対して、次期計画でどのように施策に反映しているのかがわかるように、40ページ～58ページの下段にございます課題の中に対応する関連施策を追記しております。

また、４５ページと４９ページには、第５章「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容と合わせるため、「困っている人への手助けの経験」と「地域における課題を抱えた世帯の把握状況」に関するアンケート結果を追加しております。

続いて、７６ページを御覧ください。

第３章 計画の基本的考え方に関しての変更点です。計画の体系に関して、これまで審議会でお示した資料では、次期計画に関して重点施策を設けてはおりませんでしたが、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画が保健福祉分野の上位計画となることから、包含される「成年後見制度利用促進基本計画」・「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」に関連する施策や本計画と関連計画とで共通して取り組む施策に対して、重点施策と位置付けることといたしました。重点とする施策には、７６ページから７９ページの体系図の施策欄に＜重点施策＞と記載しておりますので、ご確認ください。

続いて、８１ページを御覧ください。

評価指標につきまして、基本目標３「いきいきと健康に暮らすための環境づくり」の取組の方針２を「住宅に困窮する高齢者や障害のある人へ等の入居支援事業相談件数」としておりましたが、当該指標は、次期計画において、基本目標４「誰もが安心して暮らせる仕組みづくり」に該当する取組事業におけるアウトプット指標のため、新たに「府中市社会福祉協議会の在宅福祉助け合い事業の協力会員登録者数」に変更いたしました。

続いて、８２ページを御覧ください。

基本目標４「誰もが安心して暮らせる仕組みづくり」の取組の方針４を「福祉サービス事業者への運営指導実績件数」から「社会福祉士資格取得費用及び介護職員初任者研修費用助成件数」に変更いたしました。また、基本目標５「福祉のまちづくりの推進」の取組の方針１を「福祉まつり来場者数」から「心のバリアフリー」という言葉を知っている割合」に変更しました。こちらの変更理由といたしましては、先ほど７６ページから７９ページの「計画の体系」でご説明した重点施策と関連する評価指標とするためでございます。

続いて、８７ページを御覧ください。

第４章基本目標に向けた取組に関する変更点です。事業番号６「市民協働の推進に

よる、地域福祉活動の拡充」の取組事業「多様な主体との連携」でございますが、先般行われました第２回地域福祉計画策定連携会議において、「多様な主体が地域づくりや参加支援の担い手となれる仕組みを計画の中で明確に位置付けることが重要だ」というご意見をいただきましたので、中間支援組織等への支援を充実していくという文言を追記しております。

続いて、８８ページを御覧ください。

前回審議会の際に、委員より包含する再犯防止推進計画に関する内容をわかりやすくしていただきたいというご意見を頂戴いたしましたので、取組の方針（３）再犯防止の地域づくりの下段に「府中市再犯防止推進計画」に関する内容をコラムとして設けております。

続いて、９０ページを御覧ください。

事業番号１１「地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援」の取組名について、事業内容に合わせる形で「地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化」から「支援を必要とするアウトリーチと伴走支援の推進」に変更しました。

続いて、９１ページを御覧ください。

事業番号１２「多機関協働による包括的相談支援の推進」の内容について、前回審議会でのご意見を受けまして、取組名及び内容を変更しております。具体的には、「福祉課題の共有」を「地域生活課題の共有・解決」に変更し、「相談窓口の連携強化」及び「部門別相談支援センターとの連携強化」を「部門別相談窓口の連携強化」に変更し、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築の取組内容に「相談支援包括化推進員」の内容を追記しております。

続いて、９３ページを御覧ください。

事業番号１５「ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携」を府中市保健計画と整合性を合わせるため、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進・医療機関との連携」に変更いたしました。また、取組事業として「こころの健康を守る取組の推進」については、９６ページにございます事業番号２４「自殺総合対策計画に定める取組の推進」の内容に含まれることから削除しております。

続いて、９５ページを御覧ください。

こちらでも前回審議会でのご意見を受けまして、事業番号２０「現在の外出支援策の拡充」の取組「あらゆる市民が利用しやすい移動支援の充実」の内容に「外出のサポートが必要な障害のある人が、必要な時に支援が受けられるよう、移動支援事業の充実を検討する」を追記しております。

続いて、９８ページを御覧ください。

先ほど８８ページに掲載した「再犯防止推進計画」と同様に、地域福祉計画に包含している「成年後見制度利用促進基本計画」に係る成年後見制度の一部改正に関するコラムをこちらに掲載する予定です。

続いて、９９ページを御覧ください。

事業番号２９「居住支援の充実」の取組「住宅確保に関する支援」と「居住支援」について、担当課との調整により、２つの内容を一つに集約し、「住宅確保要配慮者の住まいの確保・居住支援」としております。

続いて、１００ページを御覧ください。

事業番号３０「避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化」について、前回審議会でのご意見を受けまして、取組「避難所の課題の精査及び対応の検討」の内容について文言の修正と追記をいたしました。修正前は、書き出しを「学校及び地域が主体となり」としていたところを「学校及び地域と連携し」としたほか、障害の種別や特性に応じた防災対策や支援の在り方についての文言を追記しております。

続いて、１０１ページを御覧ください。

事業番号３１「地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり」について、前回の審議会でのご意見を受けまして、取組内容に自治会等の防災訓練や赤十字奉仕団の地域における防災活動などの内容を追加するなど一部修正を行っております。

続いて、同じく１０１ページの取組事業３３「福祉サービス事業者の運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）」の取組「福祉サービス提供事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進」について、事業所におけるBCPの策定が令和６年４月１日か

ら義務化されたことに伴い、当該事業に該当しないものとして削除しております。

続いて、１０２ページを御覧ください。

事業番号３４「福祉人材の確保・育成・定着」の取組「専門的な人材確保のための支援」の内容に、前回の審議会でのご意見を受けまして、同行援護者やガイドヘルパーなどに関する内容を新たに追加しました。

続いて、１０４ページ、１０５ページを御覧ください。

事業番号３７「分かりやすく利用しやすい情報提供の推進」の取組「情報利用のアクセスの機会の確保」の内容に、前回審議会でのご意見を受けまして、図書館でのハンディキャップサービスの内容を追記しております。また、取組「案内・情報のバリアフリー」の中に「文字情報等」を追記しました。

続いて、１０７ページを御覧ください。

事業番号４２「移動のバリアフリー化の推進」の取組「福祉移送の支援」については、事業番号２０「現在の外出支援策の拡充」の取組「あらゆる市民が利用しやすい移動支援の充実」へ統合するため、削除しました。

少し飛びまして１１３ページを御覧ください。

第５章重層的支援体制の構築に関しての変更点です。

重層的支援体制整備事業実施計画の全体像の下部に「事業の推進体制」を追加し、「相談支援包括化推進会議」及び「代表相談支援包括化推進会議」の役割を記載しております。

続いて、１２８ページを御覧ください。

こちらに関しては、相談支援機関が抱える対応困難ケースに関してのコラムを追加しました。

続いて、少し飛びまして１５３ページを御覧ください。

巻末資料に関しての変更点でございます。

５９ページに記載してございます１１圏域別グループディスカッションの結果に関連して、１１圏域ごとにまとめた意見についての詳細を巻末資料として掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

主な変更点についての説明は以上となります。その他、全体的に細かい文言の整理等を行っています。

なお、事業内容、取組内容については、全庁に照会をかけた後のものを記載しておりますが、今後、高齢及び障害等の協議会による協議内容等により変更が必要となった際は、調整を図ってまいります。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

《会長》

はい、ありがとうございます。議題の（３）について、ただいま事務局からご説明をいただきました。

お手元の資料５及び当日配付資料に基づき、該当ページごとの主な修正内容について説明をいただきました。前回の第３回審議会や連携会議で出された意見等を踏まえ、大変細かく修正していただいていると感じております。それぞれのページに関しても丁寧に確認いただき、重点施策の位置付けや、読みやすくするための工夫など、前回に比べてかなり見やすくなっていると思います。

本日は、答申案をまとめる最後の機会となりますので、できれば本日中に方向性を整理し、市へ答申できる形にしていきたいと考えております。ただいまの説明に関して、ご意見やご質問、また修正・検討を希望される点がございましたら、ご発言をお願いいたします。

また、前回の第３回審議会では、委員の皆様から幅広くご意見をいただきました。いただいたご意見については、事務局で整理し、今回の答申案にかなり反映していただいているものと思います。

委員からも前回ご意見をいただいておりますが、その点についても修正がなされていると思います。まだ不十分な点があるかもしれませんので、ご確認いただければと思います。

（委員）

視覚障害者などに対する情報提供に関する施策について、図書館のハンディキャップサービスを加えていただいています。また、移動の円滑化に関しても、施設整備だ

けでなく、同行援護サービスなど人的支援に関する人材確保や質の向上にも触れていただいております。ありがたく思います。全体として、とてもよい内容になっていると思いました。ありがとうございました。

《会長》

ありがとうございました。前回の第3回審議会でのご意見を踏まえて、完全ではないかもしれませんが、かなり修正していただいたものと思います。

（委員）

101ページの事業番号31について、二つ目の取組に「府中市社会福祉協議会とともに災害ボランティアセンターの活動を推進する」とあり、その後に「事業の周知啓発を支援する」と記載されています。主体が社会福祉協議会なのか、市が活動を支援するという趣旨なのか、少し分かりにくいと感じました。

災害発生時に必要に応じて災害ボランティアセンターが立ち上がるという趣旨であれば、例えば「機能の強化を図る」など、もう少し整理した表現にさせていただくと、より分かりやすいと思います。

《会長》

101ページの事業番号31について、災害ボランティアセンターの活動の推進や周知啓発支援の主体が分かりにくいというご意見をいただきました。事務局はいかがでしょう。

《事務局》

ご意見ありがとうございます。主体が分かりにくいという点については、表現として整理が必要であると受け止めました。また、災害ボランティアセンターの活動推進という表現についても、いただいたご意見を参考に修正させていただきます。

《会長》

ありがとうございました。ただいま、101ページの事業番号31について、災害ボランティアセンターの活動推進に関する表現を整理する旨、事務局からご回答いただきました。

府中市社会福祉協議会についても、地域福祉活動計画を策定中だと伺っておりますが、進捗状況はいかがでしょう。

(委員)

社会福祉協議会の地域福祉活動計画につきましても、本計画と同時期にパブリックコメントを予定しており、双方の計画を見ながら、関係者のご意見をいただきつつ調整を進めているところです。

《会長》

ありがとうございました。本審議会を進めている計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、いわば車の両輪として進んでいるものと理解しました。引き続き、双方の整合を図りながら進めていただければと思います。

(委員)

88 ページに再犯防止推進計画に関するコラムを掲載していただき、ありがとうございます。前回申し上げた意見が、このような形で反映されており、よかったと思っています。

その点に関連して、できれば巻末資料の用語説明のところに「保護司」を加えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

《会長》

ありがとうございました。委員からは、88 ページの再犯防止推進計画に関するコラムを掲載したことに関連して、171 ページの用語説明にも「保護司」を加えると、市民の皆様にも理解しやすくなるのではないかとのご意見をいただきました。こちらについて、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。失礼いたしました。「保護司」については、用語集に掲載させていただきます。

また、「社会を明るくする運動」についても、用語集に掲載されていない状況ですので、併せて掲載する方向で整理したいと考えております。以上です。

《会長》

ありがとうございました。引き続き、委員の皆様からご意見賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

１００ページの「福祉施設等との防災協定及び福祉避難所の確保」に関して、災害時の避難所の位置付けについて伺います。

「福祉施設等との防災協定及び福祉避難所の確保」のところで、災害時の避難所の位置付けについて記載があります。ここで示されている区分のほかに、一般の指定避難所で共同生活を送ることが難しい方、例えば子どもがいる家庭や、障害等により避難所での生活が困難な方などへの対応について、どのように考えているのかが少し不明確に感じました。福祉避難所や指定避難所の収容の在り方について、今後、障害の特性や家庭の状況なども含め、より具体的に検討していく必要があるのではないかと思います。以上です。

《会長》

ただいま、１００ページの事業番号３０に関して、災害時の避難所の在り方についてご意見をいただきました。例えば、子どもがいる家庭や、一般の避難所で生活することが難しい方など、様々な事情がある中で、よりきめ細かな対応ができないかという趣旨かと思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。前回の審議会でも、委員から避難そのものが難しい方がいるというご意見を頂戴しているところです。今回いただいたご意見も踏まえ、防災担当部署とも相談しながら、計画の中でどこまで表現できるか調整させていただきたいと思います。この場で具体的にお答えできず申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

《会長》

担当部署と調整しながら、避難所に関する表現を工夫していくというご回答でした。この点については、そのような方向で整理していただければと思います。

その他、この計画について、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願い

いたします。本日いただいたご意見については、後ほど事務局と相談しながら、必要な修正や微調整を行っていきたいと思います。

（委員）

人材確保の部分について、以前、福祉施設でも人材確保が大変であるという意見を申し上げたかと思います。計画にも記載されていますが、１０２ページの事業番号３４「福祉人材の確保・育成・定着」のところで、東京都等からの情報も踏まえ、必要な取組を進めるという記載があります。東京都では、人材確保の取組の一つとして、外国人材の受入れに関する支援や補助金なども進めていると承知しています。

一方で、外国人材を採用する際には、住まいを確保することが大きな課題になると聞いています。８５ページの事業番号３「活動拠点の拡充」では、空き家等の民間スペースの活用を検討する旨が記載されていますが、他自治体では、外国人材の住まいとして空き家を活用している事例があるとも伺いました。

《会長》

ありがとうございます。具体的には、１０２ページの事業番号３４「福祉人材の確保・育成・定着」と、８５ページの事業番号３「活動拠点の拡充」に関連するご意見ということでよろしいでしょうか。

（委員）

はい。活動スペースとしてだけでなく、東京都の借り上げ宿舎制度などともつなげることができれば、福祉施設側としても外国人材の受入れを進めやすくなるのではないかと思います。以上です。

《会長》

ありがとうございました。１０２ページの福祉人材の確保と、８５ページの活動拠点の拡充、さらに外国人材の住まいの確保を関連付けて検討できないかというご意見でした。事務局はいかがでしょう。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。まず、８５ページの空き家等の活用については、主に地域活動の場や居場所づくり、活動拠点としての活用を想定しているものです。

一方で、９９ページの事業番号２９「居住支援の充実」では、「住宅確保要配慮者の

住まいの確保・居住支援」を位置付けています。高齢者や障害のある人だけでなく、外国人など、住宅の確保に配慮を要する方への支援も含まれるものと考えています。

本市では、令和２年度から住宅部門と福祉部門が連携し、不動産関係団体等も含めた居住支援協議会を設置しており、民間賃貸住宅への入居支援等について協議を行っています。

また、居住支援協議会では住宅相談の窓口を設けており、市が社会福祉協議会に委託する形で対応しています。外国人の方で住まいに困っている方がいらっしゃる場合には、社会福祉協議会の相談窓口や、今年度から生活福祉課に設置した住まいの相談窓口などを活用していただき、住まいの確保につなげていただければと考えています。以上です。

《会長》

外国人材の住まいについては、法人が借り上げて対応している例もあると伺っています。法人が契約主体となることで、貸主側も安心して契約できる場合があると思いますので、今後の参考にさせていただければと思います。

それでは、引き続き、計画案についてご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

（委員）

１０２ページの事業番号３４「福祉人材の確保・育成・定着」の「専門的な人材確保のための支援」についてです。本文中に「同行援護者やガイドヘルパー」とありますが、同行援護従事者とガイドヘルパーは、ほぼ同じ意味合いで使われる場合があるため、表現が重複しているように感じました。

また、同行援護のほかに、知的障害や精神障害のある方などを対象とした行動援護という制度もあり、似たような用語が複数あります。研修や資格の内容も異なると思いますので、用語の使い分けが分かるように整理していただけるとよいと思います。

（事務局）

ご指摘ありがとうございます。同行援護従事者やガイドヘルパー等の表現については、重複や用語の使い分けが分かりにくい部分があるため、整理のうえ修正させていただきます。

《会長》

ありがとうございました。１０２ページの事業番号３４について、同行援護従事者、行動援護従事者、ガイドヘルパーなど、似た表現や制度の違いが分かりにくいというご指摘をいただきました。事務局において、用語の整理や必要に応じた説明の追加を検討していただければと思います。

その他、計画案についてご意見やご質問はございますでしょうか。本日は表現の整理や用語の明確化など、重要なご意見をいただいておりますので、引き続き必要な修正を行ってまいりたいと思います。

（委員）

資料全体について、各部署にわたり大変丁寧に作成されており、ここまで取りまとめられたことは非常に素晴らしいと感じている。資料の内容や構成も非常によく整理されており、率直に驚いている。

一方で、重層的支援体制については、言葉としては計画に盛り込まれているが、その後の対応状況や結果が十分に共有されていないように感じている。支援につなげる、連携するという説明は受けているものの、実際にどのような体制が構築され、どのような結果につながっているのかが見えにくい。

（委員）

まずは、ここまで丁寧に計画をまとめていただいたことに感謝申し上げます。

改めて内容を確認する中で感じた点について、いくつか意見を申し上げます。

まず、８４ページの「市民協働で進める地域づくり」という表現についてです。趣旨としては理解できますが、地域づくりは市民だけで担うものではなく、専門職や関係機関、事業者など、様々な主体が関わって進めていくものだと考えています。

社会福祉協議会でも、住民主体という考え方の中で、その地域に住んでいる人だけでなく、働きに来ている人や学びに来ている人も含めて「住民」と捉える考え方が示されています。したがって、「市民協働」という言葉が、地域住民だけが担うという狭い意味に受け取られないようにすることが大切だと思います。

次に、これまでの審議会でも申し上げてきた、プラットフォームづくりや活動拠点に関する点です。

多様な人が合流できる場として、わがまち支えあい協議会の取組を進めていただいています。その活動拠点をどう確保するかという点は、引き続き重要な課題だと感じています。

86ページの地域での自主的な福祉活動への支援の中で、わがまち支えあい協議会などの取組に触れていただいています。その支援内容として、活動拠点の整備や確保に関する支援についても、もう少し明確に記載していただけるとありがたいと思います。

実際に地域で活動を進める際には、活動拠点をどのように確保するかが大きな課題となります。公共施設等を利用する際にも、計画に活動拠点に関する記載があるかどうかは重要になると思います。

また、112ページの重層的支援体制整備事業における地域づくり事業の部分では、「地域のプラットフォームの形成促進」という趣旨の記載があります。プラットフォームについては、人々が出会い、協議する場であることは重要ですが、話し合いだけで終わるのではなく、そこから新たな活動を生み出していくことも大切です。そのため、「多様な人々が出会い、協議し、新たな活動を生み出していけるプラットフォーム」や「協働で活動を展開していくプラットフォーム」といった趣旨が伝わる表現にいただけるとよいと思います。

先ほどの重層的支援体制に関するご意見とも関連しますが、複合的な課題を抱えるご家庭をどのように支えていくのかという点では、とにかく関係機関が連携していくことが重要だと思います。

一方で、その連携の仕組みはまだ発展途上の面もあると思います。個別ケースから見えてくる課題を、今後の仕組みづくりにつなげていくことが大切ではないでしょうか。特に、専門職間での情報共有は必要に応じて行われると思いますが、近隣住民など、資格や守秘義務を持たない方々に対して、どこまで情報共有を行うのかという点は難しい課題です。住民の方々と情報共有を、どのようなルールのもとで行っていくのかについても、運用の中で整理していく必要があると思います。

また、支援対象となる方には専門職がアプローチしていくとしても、その周囲にいる地域住民を誰が支えていくのかという課題もあります。支援を拒んでいる方への関わりは非常に難しく、何年もかけて関係を築いていく必要がある場合もあります。その過程が地域から見えないと、住民の不安につながることもあります。そのため、個

別事例としてではなく、そこから見えてくる仕組みの課題として受け止めていただきたいと思います。現場の方々も課題認識を持っていると思いますので、計画に示された考え方を踏まえ、運用の中で取り組んでいただければと思います。

あわせて、支援者自身への支援も重要です。支援のために関わろうとしても、相手から厳しい言葉が返ってきて、支援者が苦しくなる場面もありますので、支援者支援の仕組みも含めて考えていただければと思います。以上です。

《会長》

ただいま委員から、市民協働という表現について、市民だけによる協働という意味ではなく、専門職や関係機関、事業者など多様な主体を含めた協働であることが分かるようにする必要があるとのご指摘をいただきました。また、わがまち支えあい協議会などの活動拠点の確保や、プラットフォームの在り方、重層的支援体制における支援者支援についてもご意見をいただきました。

（事務局）

市民協働の関係でございますが、府中市で公開しているホームページにおいて、その定義を示しております。協働とは、地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、様々な主体が連携・協力することであり、「市民等」には団体や事業者等も含まれる概念です。府中市では、市民等と市との協働を「市民協働」と呼んでおりますので、市民のみが主体となる協働という意味ではございません。

ただし、言葉だけでは分かりにくい面もありますので、府中市における市民協働の考え方については、巻末資料の用語集などに加える方向で検討したいと考えております。

また、わがまち支えあい協議会などの地域福祉活動の拠点に関するご指摘につきましては、８５ページの事業番号３「地域における多様な活動の場や居場所づくり」の中に含まれるものとして捉えております。

具体的には、文化センター等を活用した福祉活動の推進や活動拠点の拡充の中で、文化センターを含む公共施設のほか、必要に応じてその他の場も含めながら、活動拠点を拡充し、地域福祉活動を推進していく趣旨で記載しております。

《会長》

ありがとうございました。市民協働の表現については、必要に応じて巻末資料の用語集等に説明を加える方向で検討いただくということでした。また、活動拠点についても、事業番号3の中で位置付けているとの説明がありました。

《会長》

それでは、次期計画案につきまして、ほかにご意見がありましたらお願いいたします。

（委員）

巻末の用語集の中に、「アクセシビリティ」という言葉の説明を加えていただきたいと思います。特に、視覚障害者に関する施策の中でも、意思疎通支援や情報提供に関する記載を加えていただいていますので、アクセシビリティについても用語集で説明していただけるとよいと思います。

《会長》

ただいま委員から、巻末資料の用語集に「アクセシビリティ」を追加してはどうかとのご提案をいただきました。事務局はいかがでしょう。

（事務局）

ご提案ありがとうございます。アクセシビリティにつきましても、巻末資料の用語集に掲載する方向で調整させていただきます。

《会長》

ありがとうございます。用語集についても、必要な用語を整理し、分かりやすくしていただければと思います。

それでは、第4回審議会として、次期計画の答申案についてご意見をいただきました。本日の議論を踏まえ、事務局において必要な文言修正や用語集への追加等を行っていただきたいと思います。

本日いただいたご意見は、いずれも大きな方向性を変更するものではなく、表現の修正や用語集への追記などが中心であると受け止めております。

そのため、最終的な内容の確認につきましては、事務局で修正したものを会長である私と副会長で確認し、その上で市長への答申に進めさせていただきたいと思いま

す。

それでは、資料5の答申案につきましては、本日の意見を踏まえた修正を事務局で行い、会長及び副会長確認の上、市へ答申するということで進めたいと思います。よろしく願いいたします。

《会長》

それでは、続きまして議題（4）「その他」に入ります。事務局から今後の予定について説明をお願いします。

（事務局）

それでは、事務局から今後の予定についてご説明いたします。資料6「府中市地域福祉計画等策定スケジュールについて」をご覧ください。

本日、会長からもお話がございましたとおり、計画の答申案につきましては、本日のご意見を踏まえて修正及び調整を行い、10月14日（水曜日）に市長へ答申を行う予定です。修正後の答申案につきましては、委員の皆様にもお送りいたしますので、ご承知おきください。

その後、議会への報告を経まして、11月下旬から12月中旬頃にかけて、計画案について市民の皆様からご意見を募集するパブリックコメント手続きを行う予定です。パブリックコメント手続きで市民の皆様からいただいたご意見と、それらの計画への反映については、本審議会においてもご確認いただく予定です。

次回、第5回審議会につきましては、年明けの1月13日（水曜日）午後1時30分からの開催を予定しております。

委員の皆様には、開催日の1か月前までに改めて通知をお送りいたします。事務局からは以上でございます。

《会長》

ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日の議論を踏まえて答申案を修正し、10月14日（水）に市長へ答申を行う予定です。その後、議会への報告、パブリックコメント手続きを経て、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、年明けの第5回審議会での最終的な確認を行う流れとなります。今後の予定について、また、市長への答申に当たり、特に伝えておきたいことなどがございましたら、ご発言をお願い

いたします。

(委員)

私からの意見として、聴覚障害のある高齢者の生活の場について申し上げます。聞こえない方の中にも高齢の方が多くいらっしゃいますが、介護施設に入所されている方は、現在把握している限りでは1人だけです。

その方は、施設の中で周囲の方々が会話をしている中、聞こえないために会話に参加することが難しく、一人で趣味の編み物などをして過ごしていると伺っています。誰とも十分に会話ができず、寂しい思いをされているということです。

そのため、将来的には、聞こえない方同士が集まり、交流しながら生活できるグループホームのような場があるとよいと考えています。介護施設全体を借りることは難しいと思いますが、施設の一部を活用し、聞こえない方が集まれる場を設けることができないかと考えております。

聴覚障害のある高齢者が、手話などでコミュニケーションを取りながら安心して暮らせる場づくりについて、今後検討していただければと思います。以上です。

《会長》

ただいま委員から、聴覚障害のある高齢者が安心して交流しながら生活できる場の必要性についてご意見をいただきました。施設の一部を活用するなど、今後の検討課題として事務局において受け止めていただきたいと思います。

ほかにご意見がないようでしたら、本日の議題はすべて終了となります。

本日は、次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の答申案について、委員の皆様から多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、事務局で必要な修正を行い、会長及び副会長で確認した上で、市長への答申につなげてまいります。次回の審議会まで少し期間が空きますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和8年度第4回府中市福祉のまちづくり推進審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上